

●香川県告示第338号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項及び香川県駐車場条例（平成5年香川県条例第1号）第3条第2項の規定に基づき、平成30年12月14日指定管理者を次のとおり指定した。

平成30年12月18日

香川県知事 浜 田 恵 造

公の施設の名称	指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地	指定の期間
香川県番町地下駐車場	西日本ビル管理株式会社	平成31年4月1日から
香川県玉藻町駐車場	高松市東ハゼ町5番地6	平成36年3月31日まで